

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	都市政策部	公園緑地課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務関係 <p>緑化基金寄附金において、直接収納した収入金のうち払込みが終わらないものを、金庫を管理していない出納機関であるにもかかわらず、金庫を管理している出納員等へ保管を委託する等行わず、金庫以外の場所に收容し保管していた。(1件)</p> <p>(福島市財務規則第43条第1項及び第2項)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金取扱事務関係 <p>【原因】</p> <p>担当者の財務規則の認識不足と公金取り扱いの意識が希薄であったことが原因です。加えて、課長、管理係長の公金を取り扱う場合の認識不足がありました。</p> <p>【対応】</p> <p>令和4年4月1日から金庫管理規程に基づき金庫管理者を定め、備品登録した金庫により管理することとしました。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年2月に課長が課内研修を行い、規則の理解を深めました。 令和4年2月から出納員及び現金分任出納員の異動の際は、適切に引き継ぐこととします。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	都市政策部	公園緑地課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>公園使用料において、公園施設の管理に係る使用料を算出の際、福島市行政財産使用料条例第2条ただし書きにより使用料を定めるものについて、市長決裁を受けていなかった。また、財務部長への合議がなされていなかった。(1件)</p> <p>(福島市都市公園条例第13条別表第2、福島市行政財産使用料条例第2条、第7条及び令和2年度行政財産目的外使用許可について(通知))</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>行政財産使用料条例で規定の使用料とは別に使用料を定める場合は市長決裁が必要なことについて、担当者の認識不足があったことが原因です。</p> <p>そのことにより、継続して毎年許可をしている事例の使用料について、過去に市長決裁を行っていたかどうか確認しておりませんでした。</p> <p>なお、過去の市長決裁発議は行政財産目的外使用許可書類に綴られておらず、指定管理協定書類に紛れて保管されていたことから、監査の際は市長決裁発議がないと回答したものです。</p> <p>また、特別に使用料を定める場合の適正な取り扱いについて、課長、管理係長の認識不足がありました。</p> <p>【対応】</p> <p>令和4年1月31日に過去の市長決裁発議が発見されたため、平成15年10月31日において市長決裁を受けた発議の写しを、令和4年2月に使用許可に関する発議に添付しました。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月に課長が課内研修を行い、決裁規定の理解を深めるとともに、例年財産マネジメント推進課から発出される行政財産目的外使用許可に関する通知を確認し、事務処理するよう指導しました。 ・ 令和4年2月に、管理係長が書類保管の際に保管場所を誤らないよう保管庫見出しや庫内の仕切りラベリングを行い、職員に書類保管について注意するよう指導しました。なお、今後市長決裁が必要な事例が出てきた際に遺漏がないよう保管ファイルに注意事項を添付することとしました。 	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。